消費税研修「インボイス制度の基礎と免税事業者対応」

目次

はじめに 2
Ⅰ．導入スケジュール 3
Ⅱ．導入準備編 5
Ⅲ．交付実践編 15
Ⅳ．受領実践編 20
Ⅴ．消費税額の計算方法編 28
Ⅵ．免税事業者対応 30
Ⅶ．まとめ 35
おわりに 36



日　　時：令和 4 年 10 月 12 日（水）13 時 30 分～16 時 30 分
場　　所：まなび創造館あさひホール
講　　師：税理士　加　藤　久　也

許可なく複製することを禁じます。

はじめに

適格請求書等保存方式が導入される令和 5 年 10 月 1 日まで、あと 1 年となりました。『取引先から「適格請求書発行事業者の登録通知書」を提出するように依頼があった。』との声を関与先から聞くことも増えてきたと感じています。

その一方で、私たち税理士もどのように対応したらよいか迷うことが多くなったように思います。特に免税事業者との取引についてどのような方針で対応するかなど解決していくべき問題は山積しています。

この研修では、適格請求書等保存方式に関して、関与先に説明すべき事項や税理士が検討すべき内容についてポイントを絞って解説します。

この研修資料では、国税庁が公表する以下の資料について略号で示しています。原文は、国税庁ホームページなどに公開されていますから、ご参照いただくときは、「資料名　国税庁」などと検索してください。

図表 1　略号一覧表

略号	資料名
QA	「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（平成 30 年 6 月（令和 4 年 4 月改訂）、国税庁軽減税率・インボイス制度対応室）
概要	「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」（令和 3 年 7 月、国税庁）
経理関係 QA	「令和 3 年改正消費税経理通達関係 Q&A」（令和 3 年 2 月、国税庁）
リーフレット	「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます（リーフレット）」（平成 30 年 4 月（令和 2 年 6 月改訂）、国税庁）
改正消費税法	平成 28 年法律第 15 号による改正消費税法
改正消費税法施行令	平成 30 年政令第 135 号による改正消費税法施行令
インボイス通達	消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達（平成 30 年 6 月 6 日最終改正令和 2 年 4 月 1 日課軽 2－1）
軽減手引き	消費税軽減税率制度の手引き（令和 3 年 8 月版、国税庁）

Ⅰ．導入スケジュール

１．適用開始日

適格請求書等保存方式は、令和５年 10 月１日から開始されます。

適用開始日以後の課税仕入れ等については、適格請求書等の保存が必要とされます。課税期間単位ではなく、この日から始まることに注意が必要です。

２．登録申請期限

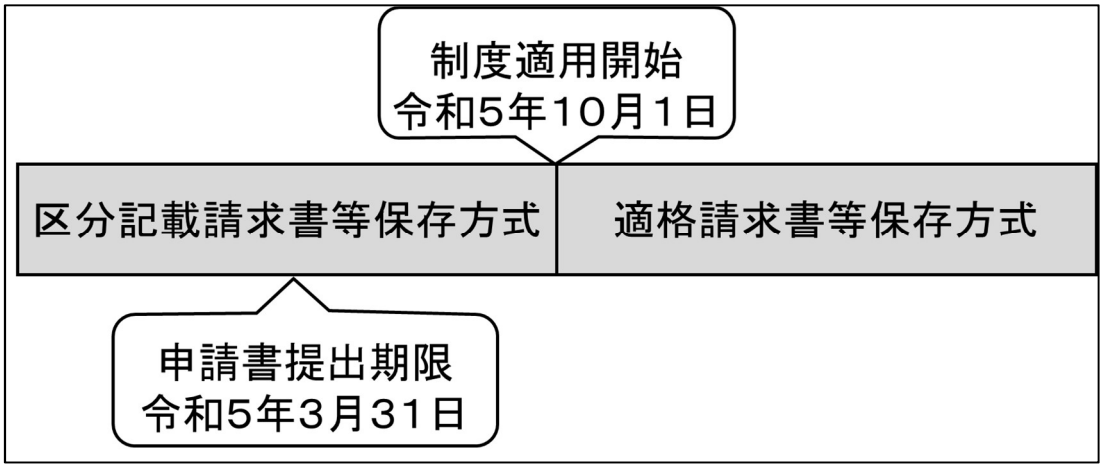
適用開始日から適格請求書発行事業者となるには、原則として令和５年３月 31 日（※）までに申請書を提出する必要があります。

ただし、困難な事情がある場合は、令和５年９月 30 日までに提出すれば、令和５年 10 月１日に登録を受けたものとみなされます。（改正令附則 15）

なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問わないこととされています。（インボイス通達５－２）☞「困難な事情」を必ず申請書に記載する。

（※）特定期間における課税売上高又は給与等の支払額が 1,000 万円を超えたことにより課税事業者となる場合（法９の２①）は令和５年６月 30 日まで。

図表 2　適格請求書等保存方式の導入予定（筆者作成）



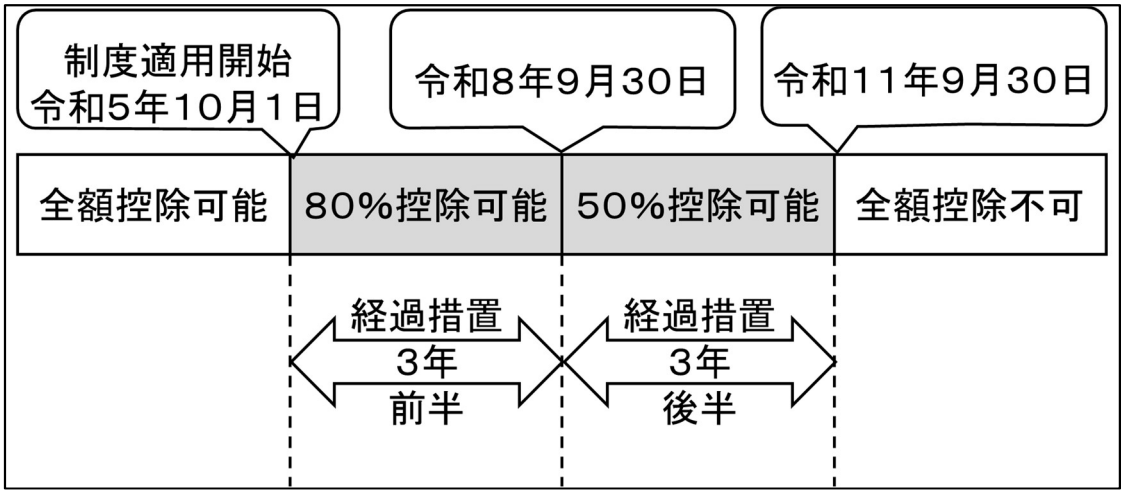
３．免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者、登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除の適用要件とされる適格請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除の適用を受けることができません（改正消費税法 30 条 7 項）。

ただし、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の 80%または 50%を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

この経過措置の特例の適用を受けるためには、「帳簿」には、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載するか、「☆」などの記号を付し、別に「☆は、80%控除対象」などと表示することにより経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載する必要があります。また、「請求書等」については、区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となります。（QA 問 89）

図表 3　仕入税額控除に係る経過措置（筆者作成）



Ⅱ．導入準備編

ここでは基礎知識に加え、適格請求書等保存方式が導入されるまでに行う準備について確認していきます。

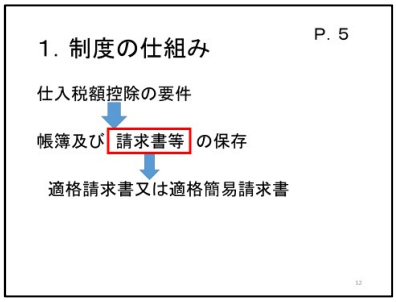
１．制度の仕組み

（１）仕入税額控除の書類保存要件の改正

適格請求書の交付が必要となるのは、消費税法 30 条 7 項において保存が必要とされる帳簿および請求書等のうち、「請求書等」について改正され、仕入れに係る消費税額の控除の規定の適用を受けるためには、「適格請求書」の保存が必要とされたためです。では、改正された消費税法の条文を確認してみましょう（引用文中の下線は、筆者が付しました。以下同じ。）

> 改正消費税法 30 条 7 項
> 第一項（筆者注：仕入れに係る消費税額の控除）の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（請求書等の交付を受けることが困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。
> （以下省略）

> 改正消費税法 30 条 9 項
> 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類及び電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。）をいう。
> 一　事業者に対し課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。次号及び第三号において同じ。）を行う他の事業者（適格請求書発行事業者に限る。次号において同じ。）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する適格請求書又は適格簡易請求書（以下省略）



（2）適格請求書発行事業者

適格請求書発行事業者とは、課税事業者で適格請求書発行事業者として登録された事業者をいいます。消費税法の条文で確認しましょう。

> 改正消費税法 2 条 1 項 7 号の 2
> 適格請求書発行事業者　第五十七条の二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。

> 改正消費税法 57 条の 2 第 1 項
> 国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、第五十七条の四第一項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

２．納税義務と適格請求書発行事業者の登録

前章で確認した通り、適格請求書発行事業者として登録の申請をすることができるのは、消費税の課税事業者に限られます。免税事業者は、登録の申請をすることはできません。つぎの図表で納税義務と適格請求書発行事業者の登録の関係について確認しましょう。

図表 4　納税義務と適格請求書発行事業者の登録（筆者作成）

納税義務	適格請求書発行事業者の登録	適格請求書の交付義務	備考
課税事業者	登録する	交付義務あり	
	登録しない	交付できない	あえて登録しない事業者
免税事業者	登録できない	交付できない	登録できない

３．適格請求書発行事業者となるための手続き

適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書を交付することができる事業者として登録を受ける必要があります。申請書の様式を以下に示します。

（１）適用開始日から適格請求書発行事業者となるための登録申請書の提出時期

適用開始日である令和５年 10 月１日から適格請求書発行事業者となるには、原則として令和５年３月 31 日（特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えることにより課税事業者となるときは令和５年６月 30 日）までにこの申請書を提出する必要があります。

また、上記の期限までに提出できなかったことにつき困難な事情がある場合には、令和５年９月 30 日までに提出することとなります。また、困難の度合いは問わないこととされています。（QA 問 7）

（２）適用開始日から適格請求書発行事業者となる免税事業者に対する特例

①　課税事業者選択届出書の提出不要（QA 問 8）

免税事業者が令和５年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までの日※の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和５年 10 月１日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和５年 10 月１日から生じることとなります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています（28 年改正法附則 44 条４項、インボイス通達５－1）。この特例の適用を受ける場合には、課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

②　適用開始日から課税事業者とされる（QA 問 9）

この特例の適用を受けることにより、課税期間の中途であっても登録日から課税事業者となります。

※　令和４年度税制により、「免税事業者が令和５年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとする。」とされました。

（注）郵送により提出する場合の宛先

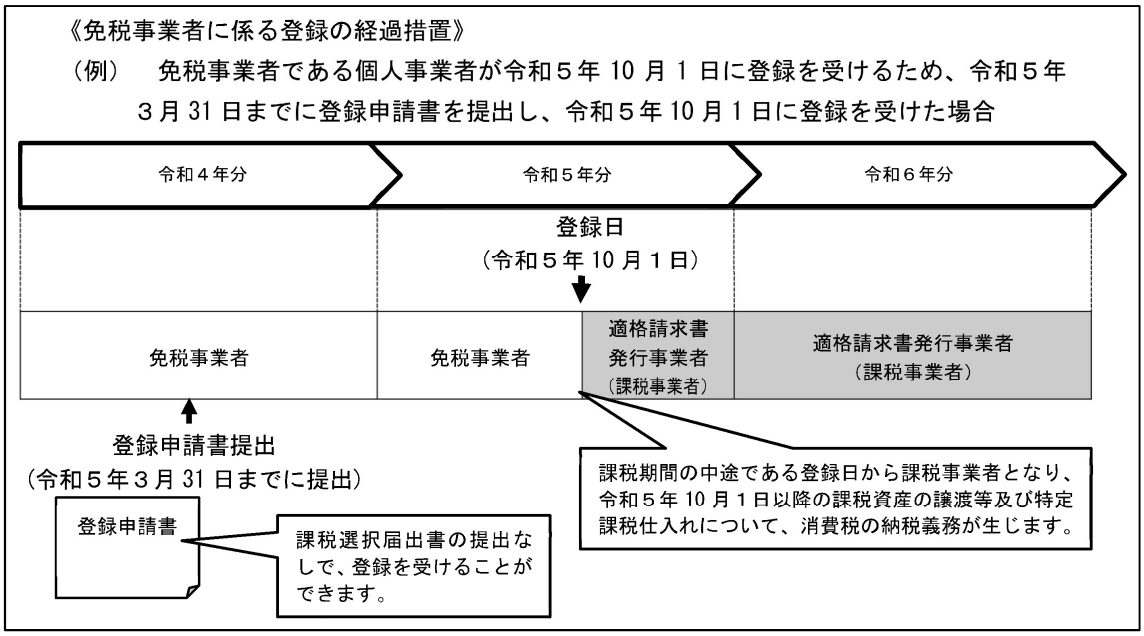
適格請求書発行事業者の登録申請書、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書、適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書を文書で提出する場合には、インボイス登録センターに郵送します。

☞　名古屋国税局インボイス登録センター

〒４６１－０００１　名古屋市東区泉１丁目１７番８号

電話番号０５２－７４７－４０６８

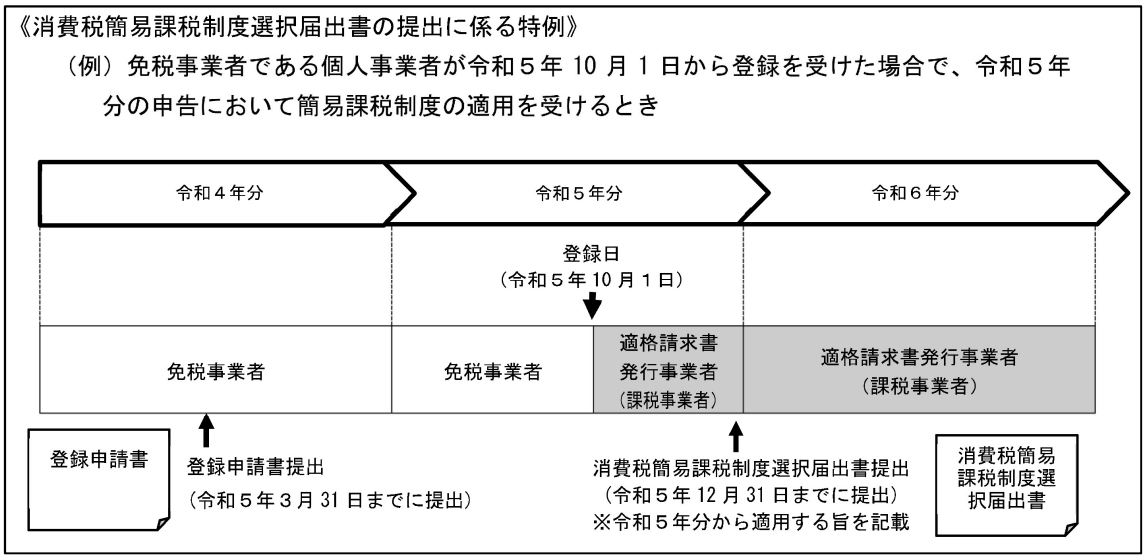
図表 5　免税事業者に係る登録の経過措置（QA 問 9）



③　簡易課税制度選択届出書の提出時期（QA 問 10）

免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています（28 年改正法附則 44 条 4 項、インボイス通達 5－1）。この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を。納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。（改正令附則 18）

図表 6　消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例（QA 問 10）



第１－(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

【１／２】

令和　年　月　日

＿＿＿＿ 税務署長殿

申請者

（フリガナ） 住所又は居所 （法人の場合） 本店又は 主たる事務所 の所在地	（〒　－　） ㊙（法人の場合のみ公表されます） （電話番号　－　－　）
（フリガナ） 納税地	（〒　－　） （電話番号　－　－　）
（フリガナ） 氏名又は名称	㊙
（フリガナ） （法人の場合） 代表者氏名	
法人番号	

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項（㊙印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
1　申請者の氏名又は名称
2　法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記１及び２のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第５条の規定による改正後の消費税法第57条の２第２項の規定により申請します。
※　当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第１項の規定により令和５年９月30日以前に提出するものです。

令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和５年10月１日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 □　課税事業者　　□　免税事業者 ※　次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。
令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情	
税理士署名	（電話番号　－　－　）

※税務署処理欄	整理番号		部門番号		申請年月日	年　月　日	通信日付印　年　月　日　確認
	入力処理	年　月　日	番号確認		身元確認	□ 済 □ 未済	確認書類　個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
	登録番号	T					

注意　1　記載要領等に留意の上、記載してください。
2　税務署処理欄は、記載しないでください。
3　この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

第１－(1)号様式次葉

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【２／２】

氏名又は名称	

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

免税事業者の確認

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

□　令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第４項の規定の適用を受けようとする事業者
※　登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号					
事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	１明治・２大正・３昭和・４平成・５令和　年　月　日	法人のみ記載	事業年度	自　月　日 至　月　日
	事業内容			資本金	円
			登録希望日	（令和５年10月１日を希望する場合、記載不要） 令和　年　月　日	

□　消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税期間の初日
※　令和５年10月１日から令和６年３月31日までの間のいずれかの日
令和　年　月　日

登録要件の確認

課税事業者です。 ※　この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	□　はい　□　いいえ
納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	□　はい　□　いいえ
納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第１項） 【個人事業者】　国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】　国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	
納税管理人の届出をしています。 （「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書　（提出日：令和　年　月　日））	□　はい　□　いいえ
消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	□　はい　□　いいえ
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しています。	□　はい　□　いいえ

参考事項

第９号様式

消 費 税 簡 易 課 税 制 度 選 択 届 出 書

収受印

令和　年　月　日 ＿＿＿＿＿税務署長殿	届出者	（フリガナ） 納税地	（〒　－　） （電話番号　－　－　）
		（フリガナ） 氏名又は名称及び代表者氏名	
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、消費税法第37条第１項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

☐ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により消費税法第37条第１項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

①	適用開始課税期間	自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日			
②	①の基準期間	自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日			
③	②の課税売上高	円			
事業内容等		（事業の内容）		（事業区分） 第　種事業	
提出要件の確認		次のイ、ロ又はハの場合に該当する （「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。）		はい ☐	いいえ ☐
	イ	消費税法第９条第４項の規定により課税事業者を選択している場合	課税事業者となった日	令和　年　月　日	
			課税事業者となった日から２年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	はい ☐	
	ロ	消費税法第12条の２第１項に規定する「新設法人」又は同法第12条の３第１項に規定する「特定新規設立法人」に該当する（該当していた）場合	設立年月日	令和　年　月　日	
			基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	はい ☐	
	ハ	消費税法第12条の４第１項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合（同条第２項の規定の適用を受ける場合） （仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Bの欄をそれぞれ記載してください。）	A　仕入れ等を行った課税期間の初日	令和　年　月　日	
			A　この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後３年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	はい ☐	
			B　仕入れ等を行った課税期間の初日	平成 令和　年　月　日	
			B　建設等が完了した課税期間の初日	令和　年　月　日	
			B　この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が１千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後３年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	はい ☐	
		※　消費税法第12条の４第２項の規定による場合は、ハの項目を次のとおり記載してください。 １「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替える。 ２「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第１項又は第３項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が１千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第１項又は第３項の規定の適用を受けた」と読み替える。			
		※　この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。			
参考事項					
税理士署名		（電話番号　－　－　）			

※税務署処理欄	整理番号		部門番号			
	届出年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理	年　月　日
	通信日付印 年　月　日	確認		番号確認		

注意　１．裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
　　２．税務署処理欄は、記載しないでください。

適格請求書発行事業者の登録通知書

あなた から令和 3 年 10 月 1 日付で提出された適格請求書発行事業者の登録申請に基づき、以下の通り登録しましたので、通知します。

登録年月日	令和 5 年 10 月 1 日
登録番号	T 4－8109－2821－2044
氏名	加藤 久也
	以下余白

公表事項の公表申出

適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

令和 3 年 10 月 1 日

小牧 税務署長殿

申出者

（フリガナ）
納税地 （〒 486 － 0851 ）
愛知県春日井市篠木町7-27-1
（電話番号 － － ）

（フリガナ）
氏名又は名称及び代表者氏名 カトウ ヒサヤ
加藤久也

法人番号

登録番号 T

国税庁ホームページの公表事項について、下記の事項を追加（変更）し、公表することを希望します。

新たに公表する事項

新たに公表を希望する事項の□にチェックを入力してください。

個人事業者
- ☑ 主たる屋号（複数ある場合任意の一つ）：（フリガナ）カトウヒサヤゼイリシジムショ／加藤久也税理士事務所
- ☑ 主たる事務所の所在地等（複数ある場合任意の一箇所）：（フリガナ）アイチケンカスガイシワリヅカチョウ１３１チュウキョウビル３０３ゴ／愛知県春日井市割塚町１３１中京ビル３０３号室
- □ 通称
- □ 旧姓（旧氏）氏名（住民票に併記されている通称又は旧姓（旧氏）に限る）：いずれかの□にチェックし、通称又は旧姓(旧氏)を使用した氏名を入力してください。
 - □ 氏名に代えて公表
 - □ 氏名と併記して公表
 - （フリガナ）

人格のない社団等
- □ 本店又は主たる事務所の所在地：（フリガナ）

既に公表されている上記の事項について、公表内容の変更を希望する場合に入力してください。

変更年月日 令和 年 月 日



４．どの書類を適格請求書等とするか

適格請求書は、従来発行している区分記載請求書等に必要な記載事項を記載すればよく、新たに別の書類を作成する必要はありません。したがって、関与先と一緒に現状作成し取引先に交付している書類を洗い出し、検討する必要があります。

また、それらの書類をどのように作成しているか、たとえば請求書発行システムを利用して作成しているか、オリジナルの様式（Excel などで作成している）か、それとも手書きかによって対応の仕方が変わります。これらの検討を詳細にしておくことが重要だと思います。具体的な記載方法は、交付実践編でみます。

- 請求書を適格請求書とする。
- 領収書を適格請求書とする。
- 請求書と納品書を組み合わせて、適格請求書とする。
- すべての請求書を適格請求書とするか、要求された取引先のみ適格請求書を交付することとするか。

また、適格請求書等の交付を受ける売上先とどの書類を適格請求書とするか打合せ（または、通知すること）も重要です。

図表 7　どの書類を適格請求書とするか組み合わせ例（筆者作成）

売上先	事業者が多い	どちらともいえない	消費者が多い
どの書類を適格請求書とするか	請求書 請求書＋納品書	請求書？ 領収書？	領収書
交付の仕方	すべて適格請求書として交付する	すべて適格請求書として交付する？	求めに応じ適格請求書を交付する

図表 8　販売先による考え方（「中小企業・小規模企業のためのインボイス制度対策」日本商工会議所作成資料 13 頁より転載）

≪販売先による考え方≫

販売先の区分	事業者のみ	事業者と一般消費者が混在	一般消費者のみ
自社の業種（例）	建設業・製造業等  建設業（ひとり親方）　製造業	飲食店・タクシー等  飲食店　個人タクシー	学習塾・ゲームセンター等  学習塾　ゲームセンター
基本的な対応方針	インボイス発行事業者になることを検討する	事業者への販売（例えば、飲食店での法人の接待利用など）の多寡によって、インボイス発行事業者になることを検討する	販売先に事業者がいない限り、インボイス発行事業者になる必要はない

【参考】取引先への登録番号の通知とご依頼に関する文書例

20××年××月××日

○○○○○○○○○○御中

会社名

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，2023 年 10 月 1 日から，複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として，適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され，税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで，弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに，貴社の登録番号等について，弊社までご連絡をお願い申し上げます。

何卒ご主旨をご理解賜り，宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1．弊社登録番号

T×××××× ××××××

2．課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼

課税事業者の場合，貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問い合わせ先まで，ご連絡願います。

また，課税事業者以外（免税事業者等）の場合は，その旨，ご連絡をお願い致します。

もし，適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は，2023 年 3 月 31 日までに登録を申請し，2023 年 5 月 31 日までにご連絡をお願い致します。

3．問合せ先

部署 氏名

住所／電話番号／メールアドレス

以上

（出典：一般社団法人日本加工食品卸協会「インボイス制度対応―企業間取引の手引き」（一部筆者改変））

Ⅲ．交付実践編

ここでは、実際に適格請求書等を交付する際の留意点について確認します。

１．適格請求書の交付義務

（１）交付義務

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付する義務が課されていますが、全ての取引について交付義務があるわけではなく、課税事業者から交付を求められたときに交付すればよいことになっています。

たとえば、青果小売業を営む事業者の顧客のほとんどは消費者で、まれに飲食店を営む事業者が購入するような場合には、交付を求められたときのみ適格請求書を発行し交付することも認められます。または、適格簡易請求書（後述）の記載事項が印字されたレシートをレジから発行し、すべての取引相手に適格請求書等を交付することも考えられます。現状に合わせて、負担のない方法を検討するとよいでしょう。

関連する条文を確認しておきます。

改正消費税法 57 条の 4 第 1 項

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行った場合（第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合、第十七条第一項又は第二項本文の規定により資産の譲渡等を行ったものとされる場合その他政令で定める場合を除く。）において、当該課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条において同じ。）から次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下この条から第五十七条の六までにおいて「適格請求書」という。）の交付を求められたときは、当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書を当該他の事業者に交付しなければならない。ただし、当該適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として政令で定めるものを行う場合は、この限りでない。

（2）交付義務の免除

適格請求書発行事業者には、課税事業者からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されていることを確認しました。しかし、適格請求書の交付が困難な取引についてはその交付義務が免除されることとされています。

図表 9 【交付義務が免除される取引】(QA 問 32、改正消費税法施行令 70 条の 9 第 2 項)

	名称／QA 問番号	内容
①	公共交通機関特例 問 33，34，35	3 万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
②	卸売市場特例 問 36	出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
③	農協特例 問 37	生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
④	自動販売機特例 問 38	3 万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
⑤	郵便切手特例	郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

２．適格請求書の写しの保存

従来、請求書等、区分記載請求書等を発行した場合について、その写しの保存義務は課されていませんでしたが、適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書等の写しの保存が義務付けられました。条文で確認しておきましょう。

改正消費税法 57 条の 4 第 6 項

適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返還請求書を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、政令で定めるところにより、これらの書類の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。この場合において、当該電磁的記録の保存については、財務省令で定める方法によるものとする。

３．適格請求書の作成方法

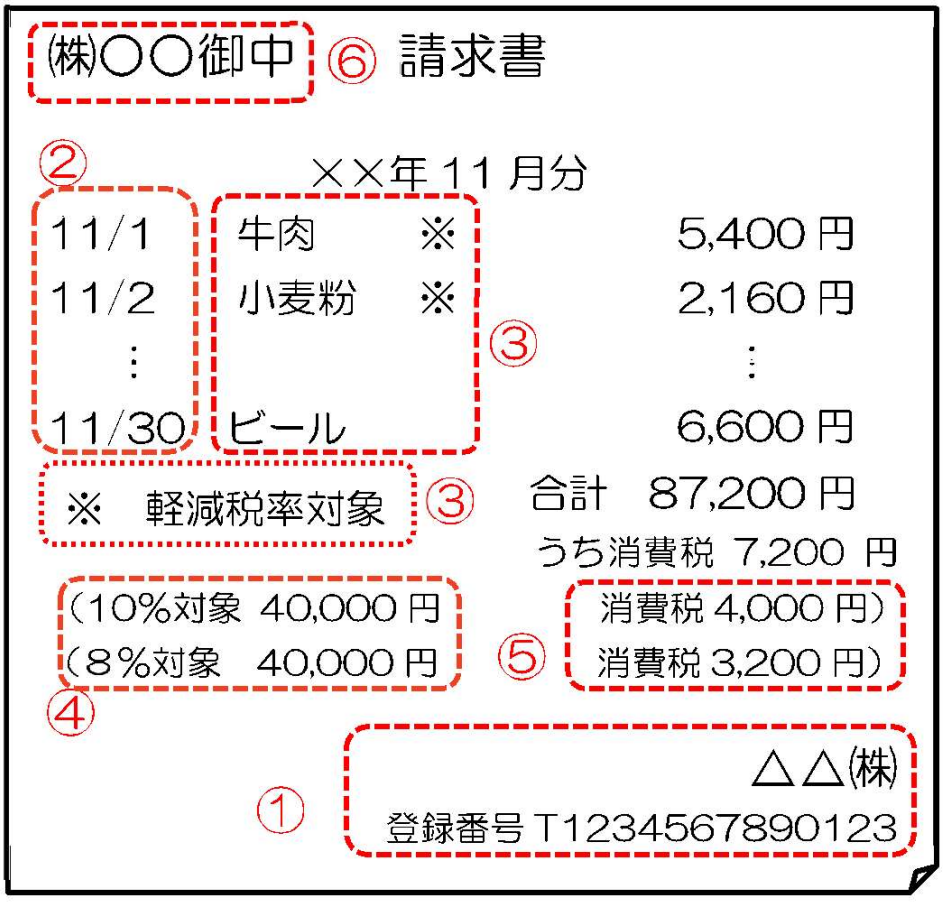
（１）記載しなければならない事項

下線を付した項目は、区分記載請求書の記載事項に追加される事項を示します。①の登録番号以外は、現行でも記載されている場合も多いと思いますから、個々の事業者の現況について把握しながら検討するとよいでしょう。

【適格請求書の記載事項】

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

図表 10　適格請求書の記載事項（リーフレットより転載）



４．適格簡易請求書について

（１）適格簡易請求書を交付することができる事業

適格請求書発行事業者が不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う、つぎに掲げる事業については、適格請求書に代えて、適格請求書に比べ記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。適格簡易請求書を発行することができる事業は、現行、請求書等の受領者の氏名又は名称の記載を省略することができる事業と同様の範囲です。

【適格簡易請求書を交付することができる事業】（QA 問 24、改正消費税法 57 条の 4 第 2 項、改正消費税法施行令 70 条の 11）

①　小売業、②　飲食店業、③　写真業、④　旅行業、⑤　タクシー業、⑥　駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限ります。）、⑦　その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

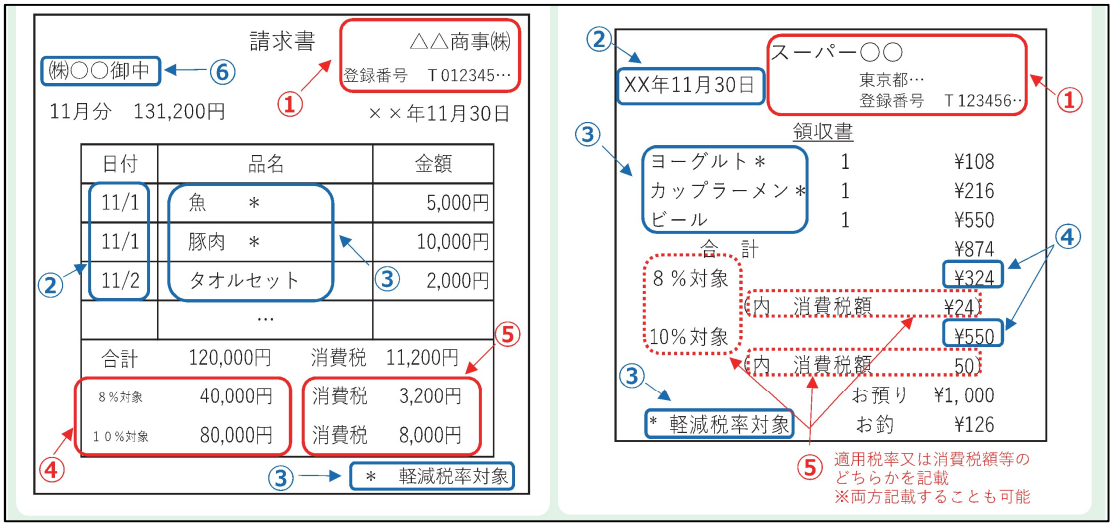
（２）適格簡易請求書の記載事項

適格簡易請求書では、適格請求書の記載事項のうち、適用税率又は消費税額のいずれかと書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称を省略することができます。比較表で確認しましょう。

図表 11　適格請求書と適格簡易請求書の記載事項の比較（QA 問 47 の表をもとに筆者作成）

適格請求書	適格簡易請求書
①　適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	同左
②　課税資産の譲渡等を行った年月日	同左
③　課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）	同左
④　課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率	④　課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
⑤　税率ごとに区分した消費税額等	⑤　税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率
⑥　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	不要

図表 12　適格簡易請求書の記載例（概要 6 頁）

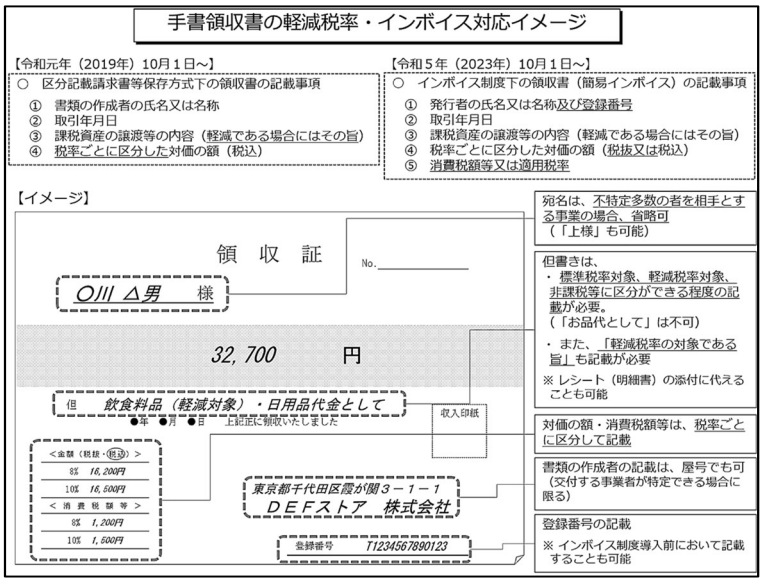


（3）上様領収書、宛名欄が空欄とした領収書

前述した通り、適格簡易請求書については、⑥の書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称を記載しなくてもいいことが最大のメリットだと思われます。ここで留意しておきたいのが「上様領収書」です。適格簡易請求書を交付することができる場合には、宛名欄を「上様」と記載して交付しても構いません。

しかし適格簡易請求書を交付することができない事業を行う事業者において、宛名欄を「上様」と記載して交付した場合には適格請求書の記載事項を満たさないこととなるため、適格請求書を修正して発行しなおす必要が生じます。同様に、宛名欄を空欄のまま交付することもできません。

図表 13　手書領収書のインボイス対応イメージ（財務省）



Ⅳ．受領実践編

ここでは、適格請求書等を受け取る際の留意点について確認します。

１．受領時のチェックポイント

（１）記載事項

適格請求書および適格簡易請求書に記載すべき事項は、図表 14 に示した通りです。適格請求書または適格簡易請求書について必要な記載事項が記載されているか受領時に確認する必要があります。特に手書きの場合には、必要な項目についてすべて記入されているか受領時に必ず確認するようにしましょう。

現行、区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）及び軽減税率の対象品目である旨について記載がないときは、受領者がこれらについて追記できることとされていますが、適格請求書等について受領者が、不足する記載事項について追記することは一切できません。したがって、記載事項に不備がある場合には、改めて修正した書類を再発行してもらう必要が生じます。

図表 14　適格請求書受領時チェックリスト（筆者作成）

	チェック内容	原則	簡易
1	宛名が記載されている。	○	－
2	年月日が記載されている。	○	○
3	内容が記載されている。	○	○
4	適用税率が記載されている。	○	△
5	税率ごとの金額（税抜きｏｒ税込み）が記載されている。	○	○
6	税率ごとの消費税額等が記載されている。	○	△
7	発行者の名称が記載されている。	○	○
8	発行者の登録番号（T から始まる 13 ケタの番号）	○	○

○：必要。△：どちらか必要。－：不要。

（２）適格請求書発行事業者かどうかの確認

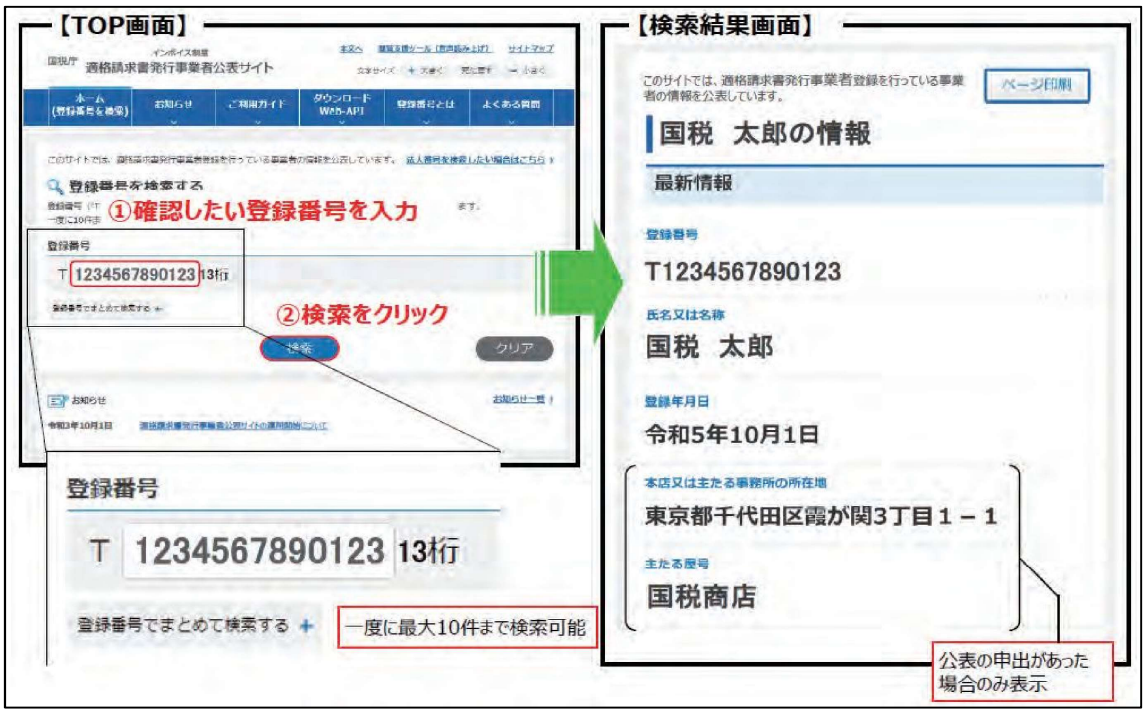
既に確認したとおり、適格請求書等は適格請求書発行事業者以外が発行することはできません。書類の発行者が適格請求書発行事業者として登録されているか否かについては、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト（令和 3 年 10 月運用開始）」で確認することができます。

検索した結果、該当する公表事項がない、請求書等の記載事項と異なる事項が表示される場合には、当該適格請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性もあることから、交付事業者に確認する必要があります。

図表 15　適格請求書発行事業者公表サイトで確認できる事項（軽減手引き 71 頁）

	確認できる事項
①	適格請求書発行事業者の氏名又は名称
②	法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
③	登録番号
④	登録年月日
⑤	登録取消年月日、登録失効年月日
※	公表の申し出があった場合に追加で公表される項目 個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等 人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

図表 16　適格請求書発行事業者公表サイト表示例（軽減手引き 71 頁）



２．仕入税額控除の要件

課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が 3 万円未満の課税仕入れについては、従来帳簿のみの保存があれば仕入税額控除の適用を受けることができました（消費税法 30 条 7 項、消費税法施行令 49 条１項１号）が、適格請求書保存方式が導入されることに伴いこの取り扱いは廃止されます。したがって、Ⅲ．２．（２）交付義務が免除される場合、およびⅣ．３．適格請求書等の保存なしに仕入税額控除可能な場合以外、適格請求書等の保存が必要となります。

３．適格請求書等の保存なしに仕入税額控除可能な場合

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

図表 17　帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引（QA 問 82、改正消費税法施行令 49 条 1 項、改正消費税法施行規則 15 条の 4）（筆者作成）

区分	内容	QA
①公共交通機関	適格請求書の交付義務が免除される 3 万円未満の公共交通機関による旅客の運送	83
②入場券等	適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）	
③古物営業	古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入	84
④質屋	質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の取得	
⑤宅地建物取引業	宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入	
⑥リサイクル	適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入	
⑦自動販売機	適格請求書の交付義務が免除される３万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等	
⑧郵便切手類	適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）	
⑨従業員等	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）	85 86

４．事例検討

（１）口座振替・口座振込による家賃の支払の場合（QA 問 79）

【問】

当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けておらず、家賃の支払の記録としては、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけです。このような契約書の締結後に口座振替等により代金を支払い、請求書や領収書の交付を受けない取引の場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。

【答】

通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。この点、適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方（貸主）から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご質問の場合には、適格請求書の記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

なお、このように取引の都度、請求書等が交付されない取引について、取引の中途で取引の相手方（貸主）が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定され、その旨の連絡がない場合には貴社（借主）はその事実を把握することは困難となります（適格請求書発行事業者以外の者に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできません。）。そのため、必要に応じ、国税庁のホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」（令和３年 10 月運用開始予定）で相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認してください。

（参考）令和５年９月 30 日以前からの契約について

令和５年９月 30 日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。

図表 18　口座振替の場合

記載事項	契約書	通帳
①　適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	○	
②　課税資産の譲渡等を行った年月日		○
③　課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）	○	
④　課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率		○
⑤　税率ごとに区分した消費税額等	○	
⑥　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	○	

【通知書の例】（筆者作成）

消費税の適格請求書の記載事項に係る通知書

株式会社Ａ様

契約書、本通知書、振込金受取書を保存いただくことにより、適格請求書の要件を満たしますので、本通知をもって適格請求書の交付に代えさせていただきます。

項目	内容
適格請求書発行事業者名、登録番号	株式会社Ｂ、Ｔ－1234567890123
取引年月日	振込金受取書をご利用ください。
課税資産の譲渡等の内容、適用税率	テナントの貸付け、１０％
上記の対価の額（税抜き）	月額 100,000 円
上記の消費税額及び地方消費税額	10,000 円

株式会社Ｂ

（２）立替金の取扱い（QA 問 78）

【問】

当社は、取引先のＢ社に経費を立て替えてもらう場合があります。
この場合、経費の支払先であるＣ社から交付される適格請求書には立替払をしたＢ社の名称が記載されますが、Ｂ社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。【令和４年４月改訂】

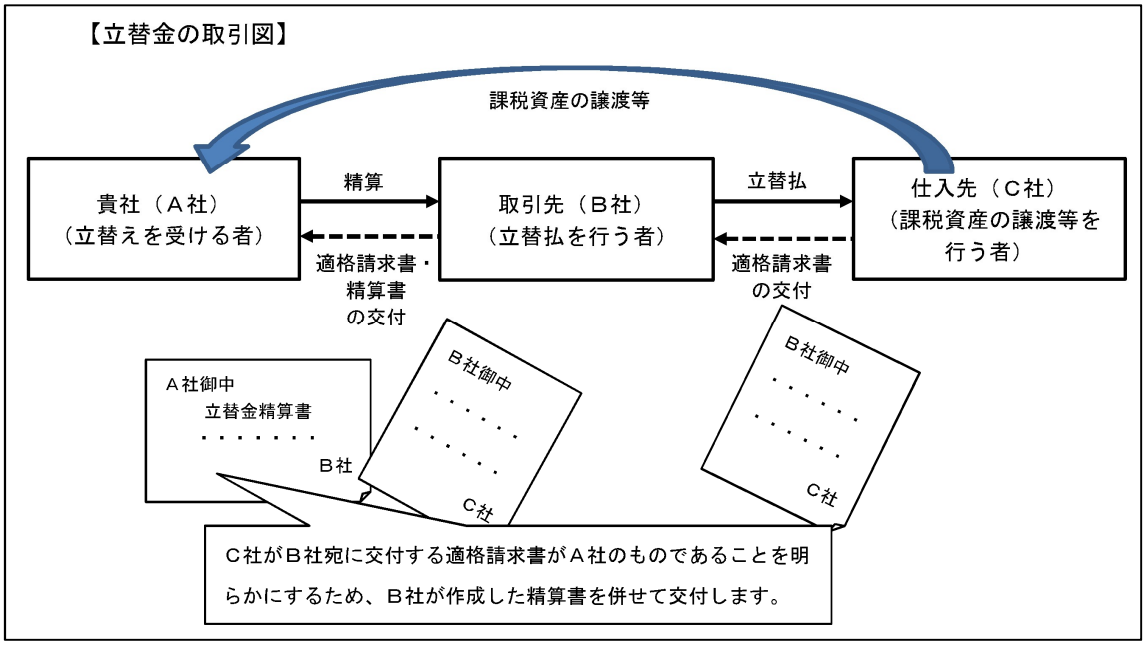
【答】

貴社が、Ｃ社から立替払をしたＢ社宛に交付された適格請求書をＢ社からそのまま受領したとしても、これをもって、Ｃ社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

ご質問の場合において、立替払を行ったＢ社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるＣ社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、Ｃ社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（インボイス通達４－２）。

また、この場合、立替払を行うＢ社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、Ｃ社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。（以下略）

図表 19　立替金の取引図（QA 問 78 より転載）



（3）カード会社からの請求明細書（質疑応答事例：現行）

【照会要旨】

法人カードを利用している場合には、カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されますが、この請求明細書は消費税法第 30 条第 9 項《仕入税額控除に係る請求書等の記載事項》に規定する請求書等に該当するのでしょうか。

【回答要旨】

クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付した書類ではありませんから、消費税法第 30 条第 9 項に規定する請求書等には該当しません。

しかし、クレジットカードサービスを利用した時には、利用者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が、「ご利用明細」等を発行しているのが通常です。

この「ご利用明細」等には、1 その書類の作成者の氏名又は名称、2 課税資産の譲渡等を行った年月日、3 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）、4 税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額、5 その書類の交付を受ける者の氏名又は名称が記載されていることが一般的であり、そのような書類であれば消費税法第 30 条第 9 項に規定する請求書等に該当することになります。

【検討】

現行制度においても、クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、消費税法 30 条 9 項（現行）に規定する「請求書等」に該当しないため、利用者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が発行する「ご利用明細」等を保存しなければなりません。しかし、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が 3 万円未満の課税仕入れについては、請求書等の保存がなくても帳簿の記載があれば仕入税額控除を認める規定（消費税法 30 条 7 項、消費税法施行令 49 条 1 項 1 号）があったため問題となりませんでした。前述した通りこの規定は、令和 5 年 10 月 1 日以後廃止されるため、クレジットカードにより決済を行った場合にも適格請求書等の交付を受ける必要があります。

（4）法人が役員に支払う家賃について

【事例】

法人が役員に支払う家賃について、役員の不動産収入に係る年間課税売上高が 1,000 万円以下であれば免税事業者とされ消費税の申告納付を行う必要はありません。一方、法人は仕入税額控除を受けているものと思います。では、インボイス制度が導入された場合、その役員は適格請求書発行事業者の登録をしたほうがよいのでしょうか。

【検討】

年間家賃を 990 万円（月 825,000 円）と仮定して試算してみましょう。

なお、法人の仕入れ税額控除の計算方式は原則とし全額控除されるものとし、役員は簡易課税を選択することを前提とします。

下表のとおり、経過措置適用期間中は適格請求書発行事業者とならず免税事業者を継続するほうが有利となります。

この事例以外でも、関連会社間の取引など、適格請求書発行事業者となるかどうかを適格請求書の受領側において決定できる場合には、詳細にシミュレーションする必要があります。

図表 20　適格請求書発行事業者の非登録、登録による比較表（筆者作成）

	適格請求書発行事業者とならない			適格請求書発行事業者となる		
	法人の控除額	役員の納付額	差引	法人の控除額	役員の納付額	差引
100%控除	900,000	0	900,000	900,000	0	900,000
80%控除	720,000	0	720,000	900,000	540,000	360,000
50%控除	450,000	0	450,000	900,000	540,000	360,000
控除不可	0	0	0	900,000	540,000	360,000

【法人の控除額の計算】

9,900,000 円×（10／110）＝900,000 円

100%控除：900,000 円×100%＝900,000 円

80%控除：900,000 円×80%＝720,000 円

50%控除：900,000 円×50%＝450,000 円

【役員の納付額の計算】

①　売上げに係る消費税額

9,900,000 円×（100／110）×10%＝900,000 円

②　仕入れに係る消費税額

900,000 円×40%（みなし仕入れ率：第 6 種）＝360,000 円

③　納付税額

①　－　②　＝　540,000 円

Ⅴ．消費税額の計算方法編

１．売上税額の計算

（１）総額割戻し方式

申告書に記載する課税標準額に対する消費税額は、税率の異なるごとに区分した税込課税売上高を割り戻して課税標準である金額を計算し、税率の異なるごとに標準税率または軽減税率を乗じて算出した金額を合計する方法（以下「総額割戻し方式」という。）により算出した金額となります。

		課税標準額		税率
① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額	＝	軽減税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	× 100／108	× 6.24／100
② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額	＝	標準税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	× 100／110	× 7.8／100
課税売上げに係る消費税額	＝	① ＋ ②		

（２）適格請求書等積上げ方式

ただし、適格請求書発行事業者が、交付した適格請求書または適格簡易請求書の写しを保存している場合（電磁的記録のを保存している場合を含む）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に 100 分の 78 を乗じる方法（以下「適格請求書等積上げ方式」という。）により算出した金額とすることができます。

課税売上げに係る消費税額	＝	適格請求書等に記載した消費税額等の合計額	×	78／100

また、取引先ごとまたは事業ごとにそれぞれ別の方式によるなど、総額割戻し方式と適格請求書等積上げ方式を併用することができます。

２．仕入税額の計算

（１）請求書等積上げ方式

課税仕入れに係る消費税額は、適格請求書および適格簡易請求書に記載された消費税額等の金額の合計額に 100 分の 78 を乗じて算出した金額とされます。

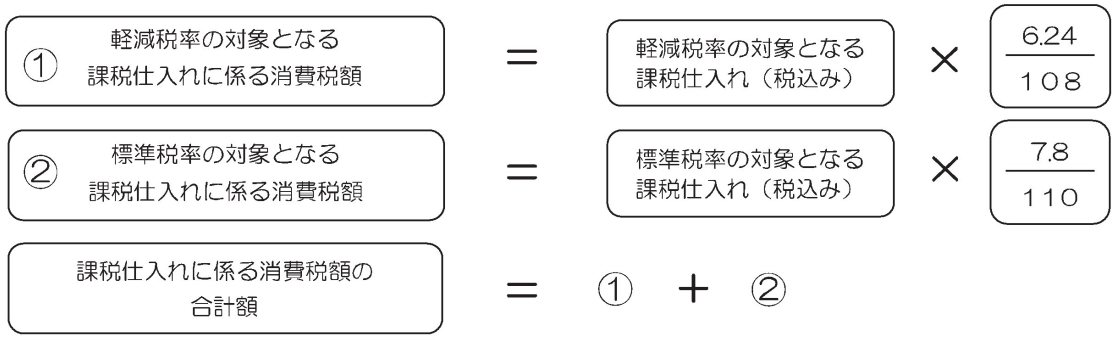
課税仕入れに係る消費税額	＝	請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額	×	78／100

（2）帳簿積上げ方式

課税仕入れの都度、課税仕入れ等の額（税込み）に 110 分の 10（軽減税率の対象となる場合は、108 分の 8）を掛けて算出した金額（1 円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に 100 分の 78 を掛けて算出する方法も認められます。消費税額等の記載がない適格簡易請求書、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旅費などについては、この方法によることとなります。

（3）総額割戻し方式

売上税額の計算を総額割戻し方式による場合には、課税仕入れに係る支払対価の額（税込金額）を税率の異なるごとに区分した金額の合計額を計算し、税率の異なるごとに標準税率または軽減税率を乗じて算出した金額を合計して計算することも認められます。



（この章の算式の説明図の出典：軽減手引き 68～69 頁）

３．割戻し方式と積み上げ方式の組み合わせ

売上税額の計算方法について「積上げ方式」を適用する場合には、仕入税額の計算方法は必ず「積上げ方式」によらなければなりません。現状、売上げについて積上げ方式を適用し仕入れについて割戻し方式を適用している事業者も、令和 5 年 10 月 1 日から売上げについて積上げ方式を適用するのであれば仕入れについても積上げ方式によらなければならないためその対応が必要です。

図表 21　売上税額と仕入税額の計算方式の組み合わせ表（筆者作成）

売上税額	仕入税額	可否
割戻し方式	割戻し方式	○
割戻し方式	積上げ方式	○
積上げ方式	割戻し方式	×
積上げ方式	積上げ方式	○

VI. 免税事業者対応

１．仕入先が免税事業者の場合

（１）仕入税額控除の計算が原則課税の場合

免税事業者および課税事業者でも適格請求書発行事業者の登録をしない事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度が導入されると、段階的に控除額が少なくなります。

（２）仕入税額控除の計算が簡易課税の場合

当事業者が簡易課税制度を選択している場合には、仕入控除税額の計算をみなし仕入率により計算するため、（１）のように仕入控除税額が減少することはありません。したがって、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である事業者は、簡易課税制度の選択を検討する必要があります。

（３）値下げ交渉の目安

仕入れ先が適格請求書発行事業者の登録をしない場合において、その仕入れ先と価格交渉をする場合の値下げの目安について考えてみましょう。ここでは、経過措置の適用がある令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間について考えます。

①　令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日（3 年間）

免税事業者と同じ価格で取引した場合仕入控除税額が 20%減少することになります。前頁の例では、2 万円の負担増となることからこれを回避すべく免税事業者と交渉することとなります。そこで、税込価格 1,1000,000 円（税抜 1,000,000 円）が 1,078,000 円（税抜 980,000 円）になったとすると、控除税額は 1,078,000 円×（10／110）×80%＝78,400 円となります。

このように考えると、いきなり 10%分の値引きを目指す必要がないことがわかります。

図表 22　値下げ交渉の目安（筆者作成）

	導入前	令和 5 年 10 月 1 日～ 令和 8 年 9 月 30 日
税込支払額	1,100,000 円	1,078,000 円
控除税額	100,000 円	78,400 円
実質負担額	1,000,000 円	999,600 円

②　令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日（3 年間）

税込価格 1,1000,000 円（税抜 1,000,000 円）が 1,045,000 円（税抜 950,000 円）になったとすると、控除税額は 1,045,000 円×（10／110）×50%＝47,500 円となります。

図表 23　値下げ交渉の目安（筆者作成）

	導入前	令和 8 年 10 月 1 日～ 令和 11 年 9 月 30 日
税込支払額	1,100,000 円	1,045,000 円
控除税額	100,000 円	47,500 円
実質負担額	1,000,000 円	997,500 円

２．当事業者が免税事業者の場合

上述のとおり、2%値下げすれば今まで通り取引を続けられそうですが、これは時間稼ぎに過ぎません。3 年後にはさらなる値下げが待つことになります。令和 8 年 10 月 1 日までに、次の一手を考えておく必要があります。

そこで、適格請求書発行事業者（課税事業者）となった場合の負担額について検討します。ここでは、簡易課税の適用を受けることを前提にしてみましょう。

図表 24　簡易課税の場合の納税額（筆者作成）

	第一種事業	第二種事業	第三種事業	第四種事業	第五種事業	第六種事業
課税売上高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
消費税額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%
控除税額	90,000	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000
納付額	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000

納付額は、業種によって異なります。ご自身の業種に合わせて納付額をご覧ください。前頁では、値下げ交渉の目安について検討しましたが、たとえば第 4 種事業であれば、5 万円値下げするより、適格請求書発行事業者（課税事業者）となって消費税を納付（納付額は 4 万円）するほうが有利となります。もちろん消費税の確定申告をしなければならないためその手間についてもあわせて考える必要がありますが、一概に適格請求書発行事業者になることが不利になるとも限りませんから、多面的に検討する必要があります。

３．登録するかしないかの判断

課税事業者は、適格請求書発行事業者の登録を受けることができますが、あえて登録しないこともできます。売上先のほとんどが消費者である事業者（例：美容院、学習塾、ゲームセンター）などが該当します。適格請求書発行事業者の登録を受けないことのメリットは、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となる課税期間について消費税の納税義務が免除されることにあります。

一方、免税事業者は、適格請求書発行事業者の登録を受けることができませんが、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者を選択することにより、適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。

（1）売上先のほとんどが消費者である課税事業者

適格請求書の保存を必要とするのは、課税事業者で仕入れに係る消費税額を原則課税で計算するものに限られます。裏を返せば、消費者に適格請求書を交付する必要はありません。したがって、売上先がすべて消費者である事業者は、適格請求書発行事業者の登録をする必要はありません。

では、売上先に事業者もいる場合にはどう判断すればよいでしょうか。適格請求書発行事

業者の登録をするデメリットは、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となる課税期間においても消費税の納税義務が免除されないことにあります。基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となることがないのであれば、適格請求書発行事業者の登録をしておけばよいのではないでしょうか。適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付する義務が課されますが、課税事業者からの求めがあった場合に交付すればよいこととされているため、現実的に交付の要求もないものと思われるためです。ただし、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となる課税期間について、適格請求書発行事業者の登録の取りやめの手続きをしないと納税義務は免除されないことに留意が必要です。顧問税理士が、適格請求書発行事業者の登録をしたことを失念またはその事実に気づかないことにより、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となる課税期間についても納税義務が免除されないことにより、税理士損害賠償事件につながるミスが発生することを危惧します。

（2）免税事業者

免税事業者は、適格請求書発行事業者の登録をすることができませんが、売上先がすべて消費者である免税事業者は、適格請求書を交付する必要がないため、適格請求書発行事業者の登録をすることができなくても問題はありません。よく検討しなければならないのは、事業者に対して課税資産の譲渡等を行う免税事業者です。適格請求書発行事業者の登録をしない場合とする場合に分けて考えてみましょう。

① 適格請求書発行事業者の登録をしない場合

適格請求書発行事業者の登録をしなければ、今まで通り消費税の納税義務は免除されます。しかし、売上先の事業者の立場から考えると、適格請求書発行事業者の登録をしていない事業者からの仕入れについては、課税仕入れに係る消費税額を控除対象とできない（経過措置については後述）ため、取引を断られる可能性や、控除されないこととなる消費税額について値引き交渉される可能性など、取引関係上不利な扱いを受ける心配があります。

② 適格請求書発行事業者の登録をする場合

適格請求書発行事業者の登録をする場合には、免税事業者は課税事業者を選択する必要があり、消費税について申告、納付しなければならないこととなります。消費税の申告については、事務手続きが煩雑となるうえ納付もしなければならなくなるため、①の登録しない場合のデメリットと比較検討する必要があります。

なお、煩雑な事務手続きへの対処方法としては、簡易課税を選択することにより軽減することができます。原則課税ですと、適格請求書等の保存が必要となりますし、課税仕入れ等について税率ごとに区分する必要がありますから、あわせて簡易課税を選択することも検討すべきでしょう。

図表 25　適格請求書発行事業者の登録する、しない比較表

適格請求書発行事業者の登録	登録しない	登録する
適格請求書	交付することができない	交付することができる
取引縮小の危険性	あり	なし
消費税の申告	不要	必要
消費税の納付	不要	必要

（3）インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシートを活用しよう

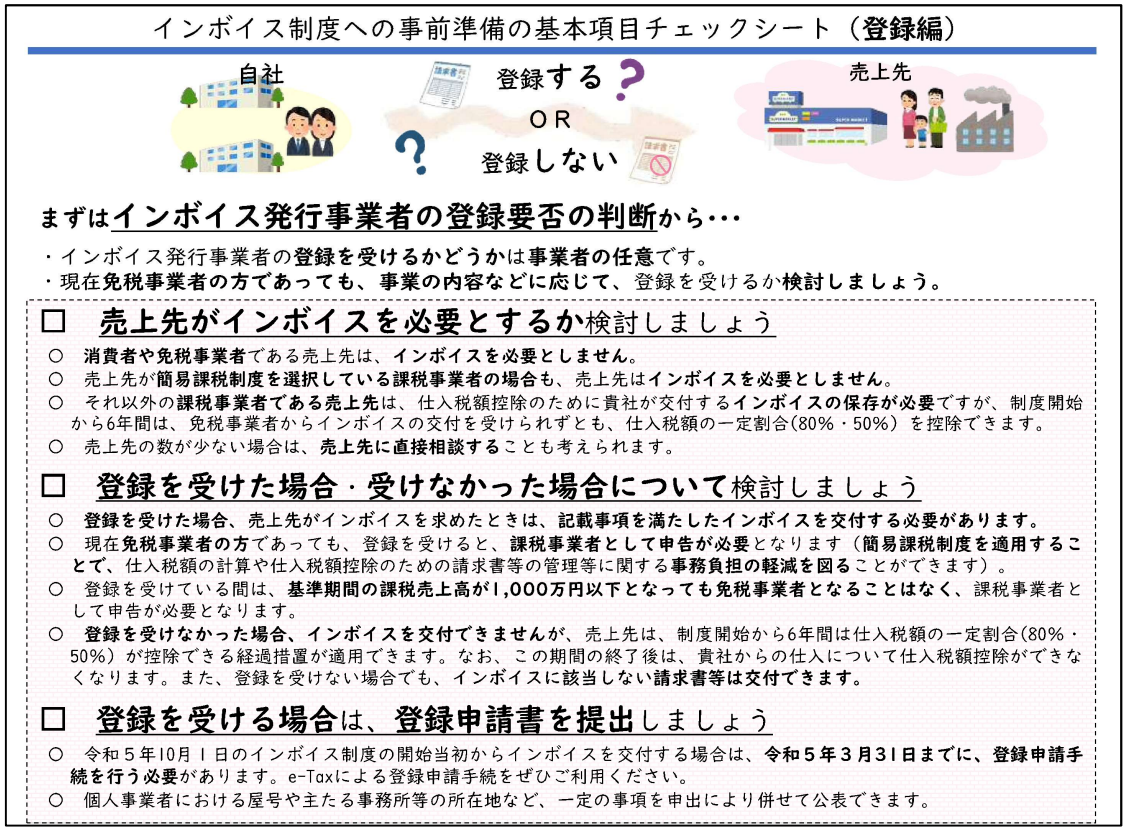
インボイス制度の登録要否の判断、売り手としての準備、買い手としての準備についてポイントがよくまとめられていますので、活用するとよいでしょう。

国税庁ホームページの下記アドレス

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-057.pdf

からダウンロードできます。

図表 26　インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（国税庁作成）



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

☐ 取引ごとに**どのような書類を交付しているか**確認しましょう

○ 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
○ インボイスは、**請求書、領収書**など**名称は問いません**。また、**電子データでの提供**や、**手書きでの交付も可能**です。
○ **都度「納品書」の交付**か、**月締め「請求書」の交付**か、**レシート・手書き領収書の交付**があるかなど確認しましょう。

☐ 交付している書類等につき**どう見直せばインボイスとなるか**検討しましょう

○ インボイスは、**登録番号、適用税率、消費税額等**の記載が必要となります。
○ 消費税額に１円未満の端数が生じた場合「**１のインボイス当たり税率ごとに１回」端数処理**を行うことになります。
○ 相互に関連する**複数の書類で記載事項を満たすことも可能**です。
○ 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
○ 何をインボイスにするか、どう交付するか、**システム改修等も含めて**考えましょう。

☐ **売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有**しましょう

○ 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

☐ インボイスの**写しの保存方法**や**売上税額の計算方法**を検討しましょう

○ 写しの保存は、**コピーに限られません**。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
○ **売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります**。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

☐ 必要に応じて**価格の見直し**も検討しましょう

○ それまで**免税事業者だった方**は、**商品やサービスの価格について消費税を加味して見直し**ましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう

☐ **簡易課税制度を適用するか**を確認しましょう

○ **簡易課税制度を適用**する場合、仕入税額控除のために**インボイスの保存は不要**です（よって、**以下の項目は検討不要**）。

☐ 自社の仕入れ・経費について**インボイスが必要な取引か**検討しましょう

○ 継続的でないような**一度きりの取引**、**少額な取引**についても原則として**インボイスの保存が仕入税額控除の要件**となります。
○ **３万円未満の公共交通機関**や従業員に支払う**日当**や**出張旅費**、**通勤手当**など**インボイスの保存が不要となる特例**もあります。

☐ 継続的な取引については、仕入先から**受け取る請求書等**が**記載事項を満たしているか**確認し、必要に応じて**仕入先とも相談**しましょう

○ 仕入先がインボイス発行事業者の**登録を受けるかどうか事前に確認**しましょう。
○ **何がインボイスとなるか**について、仕入先との間で**認識を統一**しておくことが重要です。
○ **必要に応じて価格の見直し等を相談**しましょう。また、**価格の見直し等の相談を受ける**こともあります。

☐ **受け取った請求書等**を**どのように保存・管理するか**検討しましょう

○ 請求書を、**登録番号のありなしで区分して管理**できるようにすることが重要です。
○ 免税事業者からの課税仕入れに係る**経過措置**（80%・50%控除）**の適用**を受けるには、**区分記載請求書の保存が必要**です。
○ 電子帳簿保存法の**スキャナ・スマホ保存も検討**しましょう。

☐ **帳簿への記載方法**や**仕入税額の計算方法**を検討しましょう

○ インボイス制度の開始後も**帳簿の記載事項は変わりません**。
○ インボイス保存不要な特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、**その旨の記載が必要**です。
○ **仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります**。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

Ⅶ. まとめ

- 課税事業者➡適格請求書発行事業者を登録申請する。
 ただし、あえて登録しなくてもよい。
- 免税事業者➡適格請求書発行事業者を登録申請するかどうかの検討を行う。
- 簡易課税制度の選択➡いままで選択していない場合も再検討する。
- 登録申請、選択届出についての管理を徹底する。

図表 27　令和 5 年 10 月 1 日から変わること、変わらないこと（筆者作成）

取引	事業者の区分	令和 5 年 9 月 30 日まで	令和 5 年 10 月 1 日から
売上げ	適格請求書発行登録事業者	区分記載請求書の発行	適格請求書の発行義務
	適格請求書非登録事業者	区分記載請求書の発行	区分記載請求書の発行
	免税事業者	区分記載請求書の発行	区分記載請求書の発行
仕入れ	原則課税	区分記載請求書の保存	適格請求書の保存
	簡易課税	保存義務なし	保存義務なし
	免税事業者	保存義務なし	保存義務なし

- 令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者となるためには、課税事業者も法人も原則として令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請が必要です。
- どの書類を適格請求書として発行するか。
 だれに適格請求書を交付するか。求めに応じ交付する？すべてに交付する？
 誤解➡すべての請求書を適格請求書にしないといけない。
- 適格請求書のない課税仕入れについては、80%控除となる。
 ➡区分経理が必要となる。

図表 28　事業者の種類別留意事項一覧表（筆者作成）

納税義務の有無	適格請求書 発行登録	仕入税額控除	発行側留意事項	受領側留意事項
課税事業者	登録事業者	原則課税	○	○
		簡易課税	○	×
	非登録事業者	原則課税	×	○
		簡易課税	×	×
免税事業者			×	×

おわりに

１．消費税の納税義務と適格請求書発行事業者の登録

従来は、一部例外を除き個人事業開業または法人設立後 2 年間は免税事業者となり、課税事業者となるのは 3 年目からでした。適格請求書等保存方式が開始されると、適格請求書を交付する必要がある事業者については、課税事業者を選択したうえで適格請求書発行事業者の登録を受けなければならないため、従来のような 2 年間の消費税の免税メリットは、失われます。また、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となっても、適格請求書発行事業者は、消費税の納税義務は免除されません。

基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である小規模な事業者の納税事務負担を考慮して設けられている小規模事業者に対する納税義務の免除の規定が適用されなくなることに疑問を感じます。

２．事務的な煩雑さへの対応

適格請求書、適格簡易請求書の交付については、業務として定着していくように思います。仕入税額控除の適用要件とされる適格請求書の保存のほうが事務的に煩雑だと思われます。法定記載事項を満たさない場合の対応、登録番号の確認、適格請求書のない課税仕入れ（80%控除、50%控除）の区分など、従来にない事務が増えます。これらに対しては、電磁的記録の提供、電磁的記録の保存の仕組みを利用することを検討しなければならないと思われます。

講師略歴 2022. 09. 28 現在
加藤　久也 KATO hisaya
1991 年富山大学理学部卒。1991 年～1995 年株式会社日立製作所に勤務。1998 年税理士試験合格。2000 年税理士登録。2002 年愛知県春日井市に加藤久也税理士事務所開業。税理士業の他、1998 年～2019 年名古屋大原学園、2016 年～名城大学、2019 年～愛知淑徳大学にて非常勤講師を務めている。2017 年東海税理士会税務研究所研究員、2021 年同研究所副所長に就任し、現在に至る。日本税法学会所属。

本資料は、研修を受講していただく際に理解の助けとなるように作成されています。他へ配布されますと誤解を生ずることがありますので、コピーを配布することを禁止しています。